

水道施設工事に従事する技術者の資格要件の義務付けについて

由利本荘市企業局では、災害に強い水道施設の確立を目指し配水管の耐震化に取り組んでおり、配水管等の新設・布設替・移設工事に、平成17年度よりK形ダクタイトイル鑄鉄管に替えて、NS形ダクタイトイル鑄鉄管（φ75～600mm）を、平成23年度には、硬質塩化ビニル管に替えて、水道配水用ポリエチレン管（φ50～200mm）を、平成29年度には、NS形ダクタイトイル鑄鉄管（φ75～300mm）に替えて、GX形ダクタイトイル鑄鉄管（φ75～300mm）（以下、「耐震継手管」という。）を採用しています。

耐震継手管の適切な施工に当たっては、配管・接合に関する特殊な知識や技能の習得が要求されることから、安全確実な施工を担保するため平成28年4月1日以降に発注する配水管等の工事について、従事する技術者に下記のとおり施工資格要件を義務付けています。

施工に当たっては、入札公告資料の「水道本管工事特記仕様書【別紙1】本工事に必要な資格」に記載された資格が必要となりますので技術者の資格取得・育成にご配慮くださるようお願いいたします。

記

1 施工資格要件について

① 水道配水用ポリエチレン管の配水管工事

元請業者の現場代理人又は主任技術者は「水道工事標準仕様書」（日本水道協会）に基づくものの他、有資格者を配置するものとし、配水管工事の配管従事者は、元請又は下請業者の有資格者であること。

※ 有資格者とは、配水用ポリエチレンパイプシステム協会（POLITEC）の水道配水用ポリエチレン配管施工講習受講証（配水管）を所有する者のこと。

② ダクタイトイル鑄鉄管（φ450mm 以下）の配水管工事

元請業者の現場代理人又は主任技術者は「水道工事標準仕様書」（日本水道協会）に基づくものの他、有資格者を配置するものとし、配水管工事の配管従事者は、元請又は下請業者の有資格者であること。

※ 有資格者とは、（社）日本水道協会の講習会Ⅰ（一般・耐震）の配管技能者登録証を所有する者のこと。

③ ダクタイトイル鑄鉄管（φ500mm 以上）の配水管工事

元請業者の現場代理人又は主任技術者は「水道工事標準仕様書」（日本水道協会）に基づくものの他、有資格者を配置するものとし、配水管工事の配管従事者は、元請又は下請業者の有資格者であること。

※ 有資格者とは、（社）日本水道協会の講習会大口径（φ500mm以上）の配管技能者登録証を所有する者のこと。

2 資格要件義務付け適用年月日

平成28年4月1日以降発注工事より適用

3 その他

主体となる工事が水道配水用ポリエチレン管・ダクタイル鋳鉄管工事以外の場合に必要なとする資格は、別途、企業管理者が定めるものとします。

【参 考】

○配水用ポリエチレンパイプシステム協会

〒101-0036 東京都千代田区神田北乗物町7番地K S ビル2F

TEL : 03-5298-8855 FAX : 03-5298-8856

ホームページ (<http://www.politec.gr.jp/>)

○社団法人 日本水道協会

〒102-0074 東京都千代田区九段南4-8-9

TEL : 03-3264-2496 FAX : 03-3264-2237

ホームページ (<http://www.jwwa.or.jp/>)

問い合わせ先

由利本荘市企業局水道課 TEL:0184-22-2326

由利本荘市企業局管理課 TEL:0184-22-4375